

定住促進奨励金 Q & A

《奨励金の概要について》

1	Q. 住宅を取得した日はいつになりますか？
	A. 不動産登記法に定める所有権の保存の登記または所有権の移転の登記をした日とします。
2	Q. 転入した日はいつになりますか？
	A. 転入の届出等による住民票の異動日（土岐市の住民票の「住民となった日」）とします。
3	Q. 中古住宅を20万円で取得しましたが、奨励金は支給されますか？
	A. 取得価格に関わらず支給されます。

《対象となる住宅について》

4	Q. 増改築は対象となりますか？
	A. 対象となりません。
5	Q. 市内の持ち家に住んでいます。別の土地に家を建てた場合は対象になりますか？
	A. 市内での家の建て替えなどは、対象となりません。
6	Q. 同一敷地内に子どもが市外から転入し、家を新築（親世帯とは別棟）することになりました。このような場合は対象になりますか？
	A. 要件を満たしていれば対象になります。
7	Q. 市外から転入し、現在市内のアパートに住んでいます。新しく家を取得し、転居した場合は対象になりますか？
	A. 土岐市に転入した日から起算して5年を経過した日までに住宅を取得し転居した場合は対象になります。なお、転入日前3年間以上は市外に居住している必要があります。
8	Q. 市内在住の親が自分の名義で住宅を新築し、市外に住む子どもが土岐市に転入した場合は対象になりますか？
	A. 対象者は、転入者かつ住宅の取得者であるため、対象となりません。
9	Q. 他の市区町村に居住する親が自分の名義で市内に住宅を新築して子どもに提供した場合は対象になりますか？
	A. 土岐市に住民票を異動することが要件であることから、親が市内へ住所を移すか、子どもの名義で住宅を新築しないと対象にはなりません。
10	Q. 現在、市内に住んでいます。今回新しく家を建て替えて二世帯住宅にし、市外の親と一緒に同居する場合は対象になりますか？
	A. 親が市外から転入されることで市の人口増加につながりますが、奨励金の対象となる申請者（住宅の取得者）は子どもさんであり、この場合は持ち家の建て替えとなるため、対象なりません。
11	Q. 店舗、アパート等は対象となりますか？
	A. 店舗やアパートのみを建築した場合は対象となりません。ただし、店舗兼用住宅やアパートの一室を居宅とする場合は対象となります。
12	Q. マンションを購入したのですが、対象となりますか？
	A. 自ら居住するために購入されたマンション（区分所有）は対象となります。
13	Q. 土地のみ取得しましたが、対象となりますか？
	A. 土地の取得のみは対象となりません。
14	Q. 別荘は対象となりますか？
	A. 転入による居住とならないため、対象となりません。

《交付申請について》

15	Q. いつまでに申請すればいいですか？
	A. 住宅取得の日と住民票を異動した日のうち、後となる日から6カ月以内に申請してください。6カ月を過ぎた場合は申請資格が失われます。申請までに、土岐市への転入の届出（住民票の異動）、住宅の取得（不動産登記）を完了し、申請書を提出しておく必要があります。
16	Q. 住宅を新築する前に土地を先に購入した場合、奨励金はいつ申請するのですか？
	A. 住宅の取得が要件になりますので、住宅を取得した後に申請してください。
17	Q. 共有名義の住宅の場合は誰が申請者となるのですか？
	A. 対象となる要件を満たしていれば、持分の大小に関わらず申請者となっていただけます。
18	Q. 奨励金について、受付される件数に制限はありますか？
	A. 奨励金は予算の範囲内で交付することとなりますが、予算が不足した場合には補正予算で追加することを検討します。※ただし、補正予算については議会の議決が必要となります。
19	Q. 奨励金は申請後どのくらいで支給されますか？
	A. 申請後、市で書類審査等を行い、2～3週間後に交付（不交付）決定通知を申請者宛てに送付します。その後交付請求書を提出いただき、請求書を受理した後、4週間以内に奨励金を指定の口座へ振り込みます。

《交付後について》

20	Q. 奨励金の交付を受けた後、都合により市外へ転出することになりました。このような場合はどのようになるのでしょうか？
	A. この奨励金は定住による人口の増加を目的としています。この場合は目的と異なることとなりますので、既に交付を受けた奨励金を返還していただくこととなります。単身赴任、転勤や修学等で世帯構成員の一部の方のみが転出する場合は返還の必要はありません。また、災害に罹災した等やむを得ない事由がある場合は返還が免除になることがあります。
21	Q. 奨励金の交付を受けた後、所有者を夫から妻に変更しましたが、奨励金を返還する必要がありますか？
	A. 世帯構成員以外の第三者に所有権を移転する場合を対象としていますので、この場合は返還の必要はありません。
22	Q. 奨励金は収入（所得）として確定申告をする必要はありますか？
	A. 土岐市定住促進奨励金は固定資産の取得・改良に充てるためのものであり、所得税法第42条に該当するため、収入（所得）にはあたりません。なお、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の計算の際には「住宅の取得等の対価の額」から奨励金の額を控除する必要があります。詳しくは税務署へご確認ください。